

田原市火災予防条例(昭和37年田原町条例第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（液体燃料を使用する器具） 第18条 （略） 2 （略）	（液体燃料を使用する器具） 第18条 （略） 2 （略） <u>3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。</u>
（固体燃料を使用する器具） 第19条 （略） 2 （略）	（固体燃料を使用する器具） 第19条 （略） 2 （略） <u>3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。</u>
（気体燃料を使用する器具） 第20条 （略） 2 （略）	（気体燃料を使用する器具） 第20条 （略） 2 （略） <u>3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u>
（電気を熱源とする器具） 第21条 （略） 2 （略）	（電気を熱源とする器具） 第21条 （略） 2 （略） <u>3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u>

附 則

（施行期日）

この条例は、令和9年4月1日から施行する。